

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	稲生野 甲佐線	上益城郡甲佐町大字上早川字森ノ本 4371番地先から 同所同字 4356番3地先まで	前	4.0 ～ 19.7	157.8	緊道整 (防災)
			後	17.0 ～ 25.4	158.0	

2 区域変更する期日 平成15年7月23日

熊本県告示第789号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年7月23日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成15年7月23日

熊本県知事 潮谷義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	有明倉岳線	天草郡松島町大字教良木字丸山 2968番5地先から 同所同字 2956番3地先まで	179.7	単道改

2 供用開始する期日 平成15年7月23日

熊本県告示第790号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定に基づく五和町道の改良工事を次のとおり開始するので、同法施行令（平成12年政令第175号）第7条第2項の規定により告示する。

平成15年7月23日

熊本県知事 潮谷義子

1 工事を開始する路線名、工事区間及び延長

路線名	工事区間	延長 (メートル)
五和町道 五和中央線	天草郡五和町大字城木場字榮河内 2796番1地先から 同所字早河内 2877番1地先まで	520.0

2 工事を開始する期日 平成15年7月23日

熊本県告示第791号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第2号に定める区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨旭志村長から届出があった。

上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

なお、平成15年4月11日熊本県告示第415号（字の区域の変更）は、廃止する。

平成15年7月23日

熊本県知事 潮谷義子